

一般社団法人静岡県測量設計業協会定款運用細則

- 第1条 この細則は、一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「本会」という。）の定款の統一的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 定款第5条1項第2号に規定する賛助会員は、静岡県内に存する支社、支店、営業所及び事務所等で、商業登記簿に登記がされているものとする。
- 第3条 定款第5条に規定する正会員並びに賛助会員の代表者は、次の各項に該当する者とする。
- 2 正会員の代表者は、商業登記簿に登記をされた代表取締役であることを原則とする。
ただし、商業登記簿に登記された取締役で、本会の理事会が認めた者も代表者とすることができる。
 - 3 前項のただし書きに規定する者を代表者とするときは、当該会社の代表取締役は次に掲げる書類を本会に提出して理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 代表取締役の委任状
 - (2) 代表者とする者の商業登記簿謄本
 - (3) 代表者とする者の経歴書
 - 4 賛助会員の代表者は、支社、支店、営業所及び事務所等の長に該当する役職者とする。この場合本社及び本店等の代表取締役の届出書を本会に提出しなければならない。
 - 5 代表者を変更するときも、前第3項及び第4項の規定を準用する。
- 第3条の2
定款20条に規定する本会の会長及び副会長は、正会員の代表者で当該会社の役職が商業登記簿に登記された代表取締役又は代表取締役を経験したものとす。
- 第4条 定款第6条に規定する入会手続きは、別に定める一般社団法人静岡県測量設計業協会入会規程によるものとする。
- 第5条 定款第9条第1項に規定する会員の除名については、次の各号に掲げる行為があったときを含むものとする。
- (1) 本会の倫理綱領第1項又は第7項の規定に違反し、本会及び会員の名誉を著しく傷つける行為があったと認められるとき。
 - (2) 本会の倫理綱領に違反して本会の秩序を著しく乱す行為があったと認められるとき。
- 2 定款9条第1項の規定による会員の除名に関しては、別に定める一般社団法人静岡県測量設計業協会委員会規程に基づき設置された総務委員会において、措置の検討をしなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成30年1月23日から施行する。